

討論要旨　（司会 安孫子謙）

討論は、報告者が前提とした、家族農業経営を維持発展させることが、歴史的にも現実的にも必然的な道であるという点を、肯定した形で進められた。

最初に本質的な問題として、家族経営を維持発展させることと、女性の地位を近代的人権の原理に基づいて確立していくこととの間には、さまざまな矛盾が生ずるのではないか、それをどう解決していくかの、その考え方はどうか、ということが問題となつた。これ

に對しては、家族内での經營主体者としての地位の確立や、女性労働（生産的労働と家事労働）についての評価の点では、改善の方策は可能であるとして、各地の家族協定の事例などが話し合われた。

しかし、所有の問題、具体的には相続の場合などでは、生産手段の所有という面と資産としての所有との面で矛盾が生じるので、ここをどう考えるか大きな問題となつた。事例としては、近年均分相続も増え、他方で妻の農業寄与分という考え方も生じており、相続の特例法との関係もあって複雑であるが、今後所有と經營の分離とう考え方方が強まるだろとされた。その場合、気鋭法人化の道が考えられるが、この方向については疑問とする意見が多かった。

農村女性の妻としての地位をめぐっては、農業年金を事例として議論された。とくに西ドイツの農業者年金が夫婦単位で考えられることをめぐって、個人の権利という観点でこれをどう評価するか、夫婦を一単位と考えるなかでも個人持分を定めるかどうかで意見が交わされた。また西ドイツでは北部で均分相続、南部で一子相続が多いことから、年金における夫婦単位の考え方とどう接続するのかという疑問も出た。日本の年金は、一戸一人、土地所有者名義者中心なので、個人とくに女性の独立性が無視されている点が批判された。

その他多くの現状の問題点が出されたが、これに対して「ビジョン」が示す方向は、一九九一年の政府見解を前提として、資格・権利において男女同一とした上で、妻は農業経営及び家計に関わる経営者として確立されるとしている。ここに家計が妻の職能として入っていることの問題点が指摘された。フランスの法的地位、職能的地位では、農業経営だけに限定されている。

これらの問題点を評価した上で、報告者は、「ビジョン」＝意識革命に止まらず、制度として実現させる具体的方策を期待する、という点を強調して討論を終了した。

（文責 安孫子）